平成２２年（再ロ）第１００５０号

埼玉県吉川市木売２－２－17

再生債務者　佐藤　清隆

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年10月15日まで

平成22年10月１日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号

新潟県五泉市三本木２丁目２番40号

再生債務者　加藤　賢二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月４日　　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１１号

堺市北区南花田町69番地９

再生債務者　谷　　仁志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月１日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第６号

名古屋市天白区島田２丁目301番地　島田橋住宅３棟507号、開始決定時の住所名古屋市緑区砂田２丁目112番地カトルセゾン201号

再生債務者　星野　賢一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月１日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第１０号

京都市下京区西七条東御前田町50番地バーチカル中堂寺Ｖ－３

再生債務者　尹　　英錫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月４日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第６号

高知市東雲町８番７号

再生債務者　小原みとし

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月４日

高知地方裁判所民事部個人再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 10 月 13 日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　免許状の種類・授与番号

小学校教諭一種免許状

平17小１第10384号

⑵　授与年月日及び授与権者

平成17年３月31日　東京都教育委員会

2　失効年月日　平成22年７月22日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　落合　泰久　本籍地　神奈川県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 10 月 13 日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　免許状の種類・授与番号

ア　中学校教諭一種免許状　社会

平18中１第41041号

イ　高等学校教諭一種免許状　地理歴史

平18高１第50836号

ウ　高等学校教諭一種免許状　公民

平18高１第50864号

⑵　ア、イ、ウの授与年月日及び授与権者

平成19年３月31日　東京都教育委員会

2　失効年月日　平成22年６月28日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　宮内　完太　本籍地　神奈川県

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は、甲については平成二十二年九月十四日、乙については平成二十二年九月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年二月二十四日

掲載頁　一一〇頁（号外第三十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年二月二十四日

掲載頁　一一二〇頁（号外第三十六号）

平成二十二年十月十三日

東京都青梅市今井三丁目九番地一

（甲）株式会社旬菜デリ

代表取締役　中村　智義

神奈川県相模原市緑区下九沢一七一番地

（乙）株式会社ファミリーシェフ

代表取締役　星　　勝美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年九月三十日

掲載頁　一一〇頁（号外第二〇六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年九月三十日

掲載頁　一一二〇頁（号外第二〇六号）

平成二十二年十月十三日

大阪市北区東天満二丁目三番一一号

（甲）株式会社ネイチャーアンドエスケイエム

代表取締役　中村麻由美

大阪市北区東天満二丁目三番一一号

（乙）株式会社エステタイム

代表取締役　中村麻由美

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、山口県私学教育振興財団と名称を変更して存続し、乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十二年九月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月十三日

山口県山口市中河原町二番一四号　山口県私学会館内

（甲）財団法人山口県私学振興会

理事長　小田　獲亮

山口県山口市中河原町二番一四号　山口県私学会館内

（乙）財団法人山口県私学退職金財団

理事長　古田　圭一

吸収分割公告

債権者各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の証券代行事業（会社法に定める株主名簿管理人に係る業務及びこれに関連又は付随する事業を含む）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年一月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第三項、乙は同第七百八十四条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十二年十月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（甲）三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

取締役社長　岡内　欣也

大阪市中央区北浜二丁目四番六号

（乙）株式会社だいこう証券ビジネス

代表取締役社長　山本　晃